

# SNSやネットとの付き合い方

岩手県警察本部 生活安全部 サイバー犯罪対策課  
サイバーセキュリティ対策官 荒川 聡

皆さんはスマートフォンやタブレット端末等でインターネットを使っていますか？

これからの時代において、大人だけでなく子どもにとっても、インターネットを使った情報活用能力は必要不可欠なものです。

しかし、使い方によっては誹謗中傷やいじめの温床になったり、事件や犯罪に巻き込まれたりするきっかけになることも事実です。大人だけではなく子どもも、被害者にも加害者にもなる場合があります。そのため、インターネットやスマートフォンなどのコミュニケーションツールを賢く安全に使うための知識を持ち、ルールを守って使える心を親子で育むことが大切です。

## 1 スマホの過度な使用

スマートフォンは、ゲームやSNS、動画視聴のほかに学習中の調べ物にも使われています。

スマホで長時間ゲームや動画を視聴したり、深夜まで友

人とトークしたりしていると、生活習慣の乱れや睡眠不足につながり、健康や学業に悪影響を及ぼすようになります。

スマホをいつから持たせるのかといった問題に始まり、スマホを子どもに与えるにあたっての悩みはつきませんが、子どもにスマートフォンを

させる場合は、利用ルールを親子で話し合い、保護者が利用状況を把握するように心がけることや、有害情報を閲覧できないようにフィルタリングを設定するなど、ペアレンタルコントロールが必要で

## 2 デジタルタトゥー

SNSでの交流は嘘や罵りばかりではありませんが、危険があることも事実です。ネット上だけの友達は、性別や年齢等を容易に偽ることができ、裸の自画像や写真が絶対に他人に送信してはいけません。これは付き合っている相手に対しても同じです。以前付き合っていた相手からのリベンジポルノにつながり、危険があります。

SNSの投稿も、その内容が犯罪行為に該当すれば悪ふざけでは済まされず、未成年であっても刑事責任や民事責任を問われる場合があります。一度送信したデータは簡単に複製されるため、ネットに拡散したら回収不可能であり、一度刻まれると「デジタルタトゥー」（デジタルの入れ墨）と称されるほど、半永久的に残ってしまいます。

## 3 違法行為

小学生のなりたたい職業で上位に入るユーチューバーの動画や芸能人が発信するSNS等、動画や写真を投稿するサービスは年齢を問わず人気です。しかし、漫画を撮影した写真や動画を、著作権者の承諾なしにアップロードすることは犯罪です。また、音楽やテレビ番組、映画等の著作物を、違法だと知りながらダウンロードすることも犯罪です。小学生による他人のアカウントへの不正ログイン、中学生によるコンピュータウイルス作成・保管、同級生の少女の裸の画像の拡散などで、非常に幼い子ども達が児童相談所に通告されたり、書類送検されたりしている事件も少なからずあります。

子ども達が犯罪に当たる行為をするとき、本人たちはそれが「犯罪になると思っていない」という例もありま

す。知ることが抑止することにも繋がります。

## 4 危険な投稿内容

旅行中の写真や家族で旅行中であることをほのめかす内容を、SNSに投稿することで自宅の留守が知られてしまい、空き巣の被害に遭う危険性があります。

また、「一人で留守番」を憶測できる投稿も危険です。スマートフォンのカメラアプリは、GPS機能を使って画像データに撮影場所の位置情報（ジオタグ）を付加する機能が備わっています。ジオタグが無くて、投稿された写真に写った建物や地域行事、学校の制服、看板などから投稿者の生活範囲が推測されます。生活範囲が特定されると個人が特定され、ストーカーの被害に遭うこともあります。

つい先日のニュースでは、アイドルがSNSに投稿した自撮り画像の瞳に映った景色から、アイドルの最寄駅等を特定されて、犯罪被害を受けた事件が報じられています。

## 5 危険から身を守るために

インターネットやSNSの誤った利用により、思わぬ落とし穴に落ちてしまう危険性があります。危険から身を守るためには、

- 個人情報公開しない。
- 会ったことがない人とむや

- みに友達にならない。
- 現実世界で会おうとする人を警戒する。出会い系に近づかない。
- 個人が特定される情報はSNSなどに投稿しない。

● 親子間の約束は口頭での約束だけでなく、明文化（例えば「スマホ契約書」を作成）する提案もあります。契約書とは物々しいですが、利用する子ども自身に、大事な約束であることを強く認識してもらい、一つ大人になったことの意識付けや自律を促す意味があります。

また、インターネット利用に関するモラルやルール、禁止事項については学校だけに教育を任せず、親子で話し合っ、双方で理解し、確認することが大事です。

## プロフィール

荒川 聡（あらかわ さとし）  
警察庁の地方機関である北海道警察情報通信部に採用、警察庁や北海道において主に情報技術解析業務に従事、平成30年3月岩手県警察本部に出向、岩手県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室長を経て現職、52歳

